

告 発 状

年 月 日

宮崎地方検察庁 検察官殿

告 発 人

告 発 人 住 所 〒883-0004 日向市浜町 3-29
氏 名 黒木紹光
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
TEL・FAX 0982(95)0002

被告発人 1 住 所 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (勤務先)
氏 名 〇〇〇〇
職 業 地方公務員 > 宮崎県県土整備部長
電 話 0985-26-7178 (勤務先)

被告発人 2 住 所 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (勤務先)
氏 名 〇〇〇〇
職 業 地方公務員 > 宮崎県県土整備部管理課長
電 話 0985-26-7178 (勤務先)

被告発人 3 住 所 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (勤務先)
氏 名 〇〇〇〇
職 業 地方公務員 > 宮崎県県土整備部管理課建設業担当
電 話 0985-26-7178 (勤務先)

被告発人 4 住 所 日向市中町 2 丁目 1 4 番地 (勤務先)
氏 名 〇〇〇〇
職 業 地方公務員 > 宮崎県県土整備部日向土木事務所総務課建築担当
電 話 0982-52-0309 (勤務先)

第1 告発の趣旨

被告発人1, 2, 3, 4の下記の告発事実に記載の所為は、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、刑事訴訟法第239条2（公務員の告発義務）、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当する。こうした法令を無視し、かつ職権を乱用し、さらに、国民の知る権利を妨害する行為を断じて放置しておく事はできず、国益を損ねると考え、被告発人1, 2, 3, 4の厳重な処罰を求めるため告発する。

第2 告発事実

1. 建築主事、リマークビル新築工事に対して、平成9年11月11日付「確認通知書」（資料①）発行。
2. 平成10年2月末、本来リマークビル新築工事完了検査が行われなければならなかったが、A社現場代理人は検査申請を怠った。ところが、当時建築確認業務を担っていた県は、これを黙認し是正指導を怠った。
3. 建築主事、リマークビル増築工事に対して、平成14年1月21日付「確認済証」（資料②）発行。本来、新築時の完了検査を受けていないリマークビルの増築工事確認申請は受理できないところ、県は処分及び是正指導することなく受理した。
4. 建築主事、リマークビル増築工事に対して、平成14年2月25日付「検査済証」（資料③）発行。
5. 告発人が平成28年10月9及び14日付「陳情書」を、被告発人3県土整備部管理課建設業担当〇〇〇〇氏宛送付。内容は、県入札参加資格建築業者であるA社による欠陥工事、不誠実な対応及び虐待的訴訟提起にたいする是正指導に関するもの。県土整備部管理課より、11月9日付「陳情書に対する回答について」が到着。内容は、「本県が回答できる立場にありません。」というもの。
6. 告発人が平成28年11月9日問合せメール「職員OB再就職情報の提供依頼」（資料④）を、被告発人3県土整備部管理課建設業担当〇〇〇〇氏宛送付。即日〇〇〇〇氏より、留守電へ回答メッセージ到着。内容は、「職員OB再就職情報を把握していません。」というもの。12月16日改めて〇〇〇〇氏に電話で回答を求めたが、「実態を把握していません。」という回答。
7. 告発人が平成29年3月14日付県日向土木事務所宛「質問書」（資料⑤）を直接

持参し、被告発人4〇〇〇〇氏へ提出。内容は、リマークビル新築工事完了検査に関するもの。3月24日、〇〇〇〇氏より電話があり、現在建築工事検査業務は市が主管であり、過去県が実施した検査業務についても市が対応する、との内容。

8. 告発人に平成29年3月24日夕刻、日向土木事務所より3月23日付「回答書」（資料⑥）が郵送にて到着。内容は、「当事務所が回答できる立場にありません。」というもの。

9. 告発人が平成29年3月29日、被告発人2県土整備部管理課長宛「申入書」（資料⑦）送付。内容は、再びリマークビル新築工事完了検査及び職員OB再就職情報の提供依頼に関するもの。

10. 告発人に平成29年3月29日夕刻、日向市より3月27日付「回答書」（資料⑧）が郵送にて到着。内容は、「平成10年新築時の完了検査の記録はありません。」というもの。これによって、完了検査未実施、すなわち、A社及び現場代理人による建築基準法第7条及び建築士法違反が判明。

11. 告発人が平成29年4月5日、被告発人2県土整備部管理課長宛「申入追加修正書」（資料⑨）送付。内容は、リマークビル新築工事完了検査の事実がないことに対する確認とその処分に関するもの。当「申入追加修正書」に対する回答なし。

12. 告発人に平成29年4月7日、県土整備部管理課より「回答書」（資料⑩）がメールにて到着。内容は、「本県は回答できる立場にございません。」というもの。

13. 告発人が平成29年4月9日、被告発人1県土整備部長宛「要望書」（資料⑪）送付。内容は、リマークビル新築工事完了検査の事実がないことに対する確認とその処分、「有資格業者の入札参加資格停止に関する要領」（資料⑫）の適用、及び職員OB再就職情報の提供依頼に関するもの。当「要望書」に対する回答なし。

14. 告発人が平成29年4月18日、県知事宛「申入書」（資料⑬）送付。内容は、リマークビル新築工事完了検査の事実がないことに対する処分、入札参加資格停止に関する要領に沿った処分、及び職員OB再就職情報の提供依頼に関するもの。当「申入書」に対する回答なし。

第3 告発に至る経緯

1. 被告発人1, 2, 3, 4は、共謀して、県が、平成10年2月末実施されなければならなかったリマークビル新築工事完了検査の申請がないことに対する是正指導を怠っ

た事実にも拘わらず、平成14年1月リマークビル増築工事確認申請を受理した不正事実を、「回答できる立場にありません。」との意味不明な文言を言葉巧みに使用して回答することで事実を悟られぬよう工作し、さらに続く問合せに対しては回答自体を回避することで隠蔽を図った。

これは、明かに、建築基準法第7条及び建築士法違反に該当するA社及び現場代理人の告発を怠ったことによる刑事訴訟法第239条2（公務員の告発義務）違反、さらに、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）違反に該当するから、地方公務員法第29条2（懲戒）を免れることはできない。

2. 被告発人1, 2, 3, 4は、共謀して、A社が、建築基準法第7条及び建築士法違反に該当することによる建設業法第28条（指示及び営業の停止）第1項の3に該当することによる監督処分相当、及び「有資格業者の入札参加資格停止に関する要領」第13条（措置要件の適用基準）(11)ウ相当であるにも拘わらず、これを怠っており、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）違反に該当するから、地方公務員法第29条2（懲戒）を免れることはできない。

3. 被告発人1, 2, 3, 4は、共謀して、職員OB再就職情報の提供依頼に対して、「実態を把握していません。」との不誠実な文言を言葉巧みに使用して回答することで事実を悟られぬよう工作し、さらに続く問合せに対しては回答自体を回避することで隠蔽を図った。

これは、明かに、地方公務員法第30条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」を逸脱し、国民の知る権利を尊重することなく、国民が消費者として建築業者を選択する際に重要となる情報を入手する権利の行使を妨害するところの刑法第193条（公務員職権濫用罪）を免れることはできない。

4. さらに、執拗な組織的隠蔽工作は、違法な天下り及び地方公務員法第38条2（再就職者による依頼等の規制）抵触を隠す目的で行われた疑いを否定できないところ、余罪を明らかにする正式な捜査が必要である。

以上、被告発人1, 2, 3, 4の告発事実に記載の所為は、森友学園問題に見る公務員と特定事業者との癒着関係を背景とした、権益維持拡大のための身勝手に傲慢な反社会的行為と何ら変わらない。

また、公職の身でありながら、コンプライアンス意識が低く、不作為を含めた裁量に

よる法令無視及び隠蔽工作は、確信的かつ組織的である点で極めて悪質である。換言するなら、公共の福祉より何より、自らの権益維持拡大のみに共謀して取り組む様は、公職の身としての無自覚と無責任さの証左であり、異様で病的と言わねばなるまい。

よって、健全な民主主義社会維持の観点から、被告発人1, 2, 3, 4の処罰をしないことは無秩序で不公平な社会を助長する一方、これを行うことは秩序ある公平な社会建設を推進するのであり、当然の社会的要請だと確信する。

第4 立証方法 (添付資料)

- ①平成9年11月11日付「リマークビル新築工事確認通知書 (写し)」(A4×1)
- ②平成14年1月21日付「リマークビル増築工事確認済証 (写し)」(A4×1)
- ③平成14年2月25日付「リマークビル増築工事検査済証 (写し)」(A4×1)
- ④平成28年11月9日付「職員OB再就職情報の提供依頼メール」(写し) (A4×1)
- ⑤平成29年3月14日付県日向土木事務所宛「質問書 (写し)」(A4×4)
- ⑥平成29年3月23日付日向土木事務所「回答書 (写し)」(A4×1)
- ⑦平成29年3月29日付県土整備部管理課長宛「申入書 (写し)」(A4×3)
- ⑧平成29年3月27日付日向市「回答書 (写し)」(A4×1)
- ⑨平成29年4月5日付県土整備部管理課長宛「申入追加修正書 (写し)」(A4×2)
- ⑩平成29年4月7日付県土整備部管理課「回答書 (写し)」(A4×1)
- ⑪平成29年4月9日付県土整備部長宛「要望書 (写し)」(A4×2)
- ⑫県土整備部管理課発行「有資格業者の入札参加資格停止に関する要領」(A4×11)
- ⑬平成29年4月18日付県知事宛「申入書 (写し)」(A4×2)

以上